

介護保険認定を
受けられている方に

介護保険負担割合証を送付します

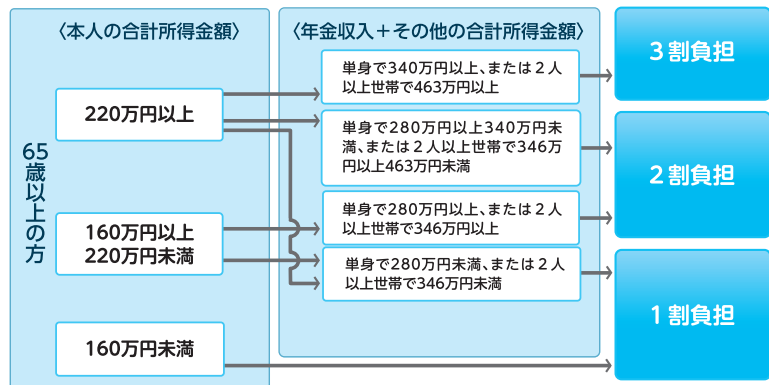
介護保険の認定を受けている方に、令和元年8月1日以降の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。負担割合については、右の表のとおり所得や世帯構成によって決まります。介護保険負担割合証が届きましたら記載されている負担割合を必ずご確認ください。

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は右にかかわらず1割負担

【お問い合わせ先】

市介護福祉課介護認定給付担当(市役所1階⑦番窓口) ☎32・3507 / FAX 35・0272
Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

利用者負担判定の流れ



危険なブロック塀の除却(撤去)に 補助金を交付します

地震時などに倒壊等するおそれのある、危険な市内のブロック塀等について、その所有者等が除却工事(撤去工事)を行う場合に補助金を交付します。

【対象】

避難地、避難路等沿線(通学路含)に面したブロック塀等で指定の点検表の結果、危険と判断されたもの。

※通学路は防犯上の理由から公開しておりません。
ご自身のブロック塀等が補助対象に該当するかどう
か、事前に小松島市住宅課までご相談ください。

【補助金額】

補助対象経費の3分の2以内(上限66,000円)

【申込期間】

令和元年11月29日まで

※予定件数に達し次第終了させていただきます。
※要件・申込方法等詳細については、お問い合わせください。
※これに合わせてこのほど小松島市耐震改修促進計画に新たに別紙を作成しました。閲覧は住宅課までお越しください。

【お問い合わせ先】

市住宅課(市役所2階)
☎32・2120 / FAX 32・7800
Mail:juutaku@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

ごみの不法投棄は犯罪です！

不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を適正に処理せず、みだりに道路や河川、山林、民有地などに捨てる行為です。不法投棄は、まちの景観を損なうだけでなく、放置すると不法投棄の助長や水質・土壌汚染など環境への悪影響の要因となります。一人ひとりが不法投棄は「しない」、「許さない」という意識を持ちましょう。

不法投棄には罰則があります

不法投棄をした者には、5年以下の懲役若しくは1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方の刑罰が科せられます。

不法投棄をなくすには？

所有者(管理者)の方は不法投棄の未然防止のため、敷地周辺に柵(囲い)等の設置や定期的な草刈りなど適切な管理に努めましょう。私有地に投棄されたごみは、原則として自らの責任で処分しなければなりません。

不法投棄を見つけたら

不法投棄を発見した場合は、わかる範囲で構いませんので、場所、投棄物の種類や量について、警察署若しくは市民生活課まで連絡してください。また、不法投棄された廃棄物は現状のままにしておいてください。

お問い合わせは、市民生活課 環境企画・公害担当(市役所1階)

☎32・2147 / FAX 33・2234
Mail:seikatsukankyo@city.komatsushima.
i-tokushima.jp